

イチジクスタンプラリー２０２１PR パンフレット掲載店舗募集規程

第1条 作成目的

「完熟イチジクのまち城陽」を市内外にPRするとともに、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を及ぼしている市内飲食店での消費喚起を図るためイチジクスタンプラリー２０２１を実施するにあたり、スタンプラリー協賛店舗の掲載並びに協賛店舗の広告のためPRパンフレットを作成するもの。

第2条 応募要件

以下の7号を全て満たすものについて応募することができる。

- (1) 城陽市内に本社または事業所があること。
- (2) 城陽市産イチジク又はイチジクを使用した商品がある飲食店、小売店または営利を目的としてイチジク収穫体験を実施する事業者であること。
- (3) イチジクの提供する商品等については、1商品あたり130円(税込み)以上の価格設定とすること。
- (4) イチジクスタンプラリーの趣旨に賛同し、掲載する1法人あたり協賛金5,000円を納入すること。但し、掲載面を拡大等する事業所は市と協議し取り決めた額を納入するものとする。
- (5) 掲載に必要な情報の提供をすること。
- (6) スタンプラリーで使用する店舗スタンプは店舗側で準備することとし、1法人で複数店舗を対象とする場合は、同一デザインのスタンプとすること。
- (7) 事業者、従業員等が暴力団、暴力団構成員等と関係がないもの又は暴力団、暴力団構成員との関係が疑われるものでないこと。

第3条 応募方法・期間

応募は、イチジクスタンプラリー２０２１PR パンフレット応募用紙の必要事項を記入し、令和3年(2021年)7月16日12時までに以下の指定する場所に書面により提出又は電磁的方法により提出することとする。

(提出先)

城陽市まちづくり活性部農政課又は商工観光課

住所：城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

メール：nosei@city.joyo.lg.jp 又は shoko@city.joyo.lg.jp

第4条 参加の辞退及び協賛金の取り扱い

前条により応募したものは、その参加を辞退する場合は、前条の応募期日まで行うことと

する。但し、応募期日以降であっても以下の各号のいずれかに該当する場合で、参加辞退の意思表示をしたものは参加の辞退を認め、協賛金も徴収しないこととする。なお、協賛金を辞退の意思表示までに納入した場合は返金しないものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症等による緊急事態宣言等が行政機関より発令され、9月1日から9月30日の間で15日以上通常の営業が困難となった場合

(2) 台風、地震などの自然災害により9月1日から9月30日の間で15日以上通常の営業が困難になった場合又はそれらの自然災害によりイチジクの収量が著しく低下し、イチジク商品等が9月1日から9月30日の間で15日以上困難となった場合

第5条 発行部数及び書式

発行部数は、5,000部を限度とし、書式等は市の判断にて行うものとする。なお、市の判断によりいつでも増刷できるものとする。